

小田南公園整備事業に関する基本協定書

阪神電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）、株式会社阪神タイガース（以下「乙」という。）及び尼崎市（以下「丙」といい、甲、乙及び丙を総称して「関係三者」という。）は、丙が地域経済の活性化のために兵庫県尼崎市杭瀬南新町所在の小田南公園（以下、小田南公園北側の公園供用部分を「第1工区」、小田南公園南側の公園未供用部分を「第2工区」という。）に乙のファーム施設を誘致すること、並びに、関係三者が連携して小田南公園を整備のうえ管理運営すること（以下総称して「本事業」という。）の実現に向けて、以下のとおり基本協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 本事業は、関係三者が相互に連携・協力し、小田南公園の再整備と乙のファーム施設の誘致によって、丙の地域経済の活性化、丙のスポーツ文化の振興、市民の健康増進、甲の沿線地域の活性化、乙の選手育成機能の強化等を図ることを目的とする。

（本事業の内容と役割分担）

第2条 関係三者は、本事業の内容と各当事者の役割の骨子について、本協定書のとおりに合意する。

なお、詳細な内容やスケジュールについては、関係三者の今後の協議と合意によって決定する。

2 甲は、丙が次項各号の事由を合意・実現・維持することを前提条件として、小田南公園に現在存在する施設を解体・撤去した後、第1工区に（仮称）タイガース野球場、（仮称）タイガース練習場、（仮称）小田南公園野球場及び一般園地（以下総称して「公園施設」という。）をそれぞれ建設し、これらの公園施設を公共の施設として丙に寄附する。

3 丙は、甲から前項記載の寄附を受ける前提条件として、次の各号の事由を合意及び実現する。なお、丙は、第1号及び第2号については小田南公園の開業・供用開始日（以下「供用開始日」という。）から40年を経過する日（以下「供用開始後40年経過日」という。）までの間、第3号については本協定書の締結から供用開始後40年経過日までの間、及び第4号については別途関係三社が合意する期間、各号記載の事由を維持・継続するものとする。

（1）第1工区に関する営業権を甲に付与し、十分に行使できるようにすること。

（2）甲から寄附を受けた（仮称）タイガース野球場及び（仮称）タイガース練習場を甲及び乙に専用使用させること。ただし、甲及び乙が除外日として認めた日はこの限りではない。

（3）第2工区の土地の一部を甲に賃貸すること、当該賃貸土地への「室内練習場」「選手寮・クラブハウス」「駐車場」等（以下総称して「室内練習場等」という。）の建設を甲に認めること、及び、乙が室内練習場等を専用使用することを甲及び乙に認めること。

（4）その他、関係三者が合意した事項

4 関係三者は、公園施設等を活用し、丙の地域の活性化のための連携イベントの実施等について相互に協力する。

（本協定書の解除等）

第3条 本協定書の解除等については、関係三者が協議のうえ別途合意をもって定めるものとする。

(本事業の開始日と事業期間)

第4条 本協定書に基づく供用開始日は、2025年2月1日までの間を目途に関係三者が別途協議のうえ定めることとし、本事業の実施期間は、供用開始日から40年間とする。

(その他)

第5条 本協定書の約定内容に関して疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、関係三者が誠実に協議のうえで、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、関係三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2021年 5月21日

甲 大阪市福島区海老江1丁目1番24号
阪神電気鉄道株式会社
代表取締役・社長 秦 雅夫

乙 兵庫県西宮市甲子園町2番33号
株式会社阪神タイガース
代表取締役・取締役会長兼社長 藤原 崇起

丙 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市市長 稲村 和美